

第三次長野市消費者施策推進計画の策定について

1 趣 旨

本市では、「消費者教育の推進に関する法律」第 10 条第2項のとおり、国の消費者教育の推進に関する基本的な方針及び長野県消費生活基本計画(長野県消費者教育推進計画)を踏まえ、本市の消費者教育推進計画として、平成29年度に「長野市消費者施策推進計画」(以下、「推進計画」という。)を、令和4年度には第二次推進計画を策定し、市民の消費生活の安定と向上に向け、各種の消費者施策を推進してきました。

こうした中、社会では高齢化やデジタル化が進展し、消費者を取り巻く環境は急速に変化しており、消費者に多くの利益がもたらされる一方、孤立高齢者など、ぜい弱な消費者が増加することで消費者トラブルの深刻化が懸念されるなど、消費者が安心して生活するために解決すべき課題はなくなる状況です。

このような状況を踏まえ、現行の第二次推進計画が令和8年度末で満了することから、引き続き、市民の消費生活の安定と向上に向けて、市の消費者施策を総合的に展開するため、第二次推進計画の後継計画として、第三次推進計画を策定したいと考えるものです。

2 第三次推進計画期間

令和9年度から令和13年度まで(5年間)

3 策定スケジュール概要(案)

	令和7年度			令和8年度				令和9年度
	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
計画策定	策定方針	計 画 案 作 成				パブリックコメント	計画案 策 定	実 施
協 議 会		第1回	第2回		第1回		第2回	
計画審議		諮問	計 画 素 々 案		素案	答申案	答 申	
庁 内					庁内会議	部長会議	庁内会議 部長会議	
議 会							政策説明会	

